



民法改正による
成年年齢引き下げ後の
成人式式典（はたちの集い式典）
の在り方について（答申）

令和2年10月

桜川市社会教育委員会

答 申 書

令和2年10月30日

桜川市教育委員会

教育長 稲川 善成 様

桜川市社会教育委員会

委員長

濱野 和

博

令和2年9月25日付け桜生涯第43号をもって諮問のありました「民法改正による成年年齢引き下げ後の成人式式典の在り方について」に係る成人式式典の在り方について、慎重に検討を行った結果、後述のとおり答申します。

はじめに

2020年9月25日付で、桜川市社会教育委員会は、桜川市教育委員会から「民法改正による成年年齢引き下げ後の成人式式典の在り方について」の諮問を受けた。

諮問書においては、「平成30年6月13日に改正された民法第4条の規定により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることに伴う桜川市成人式式典（はたちの集い式典）の対象年齢について、桜川市社会教育委員会の意見を求める。」とされており、これは、社会教育法第17条第1項第2号に定める「社会教育に関する助言」を行う機関としての役割が期待されたものである。

令和4年4月から民法上の成人となる18歳及び現在民法上で定められている成人である20歳を取り巻く環境や、他自治体の状況、桜川市が自治体としてどのように成人式に向き合うべきか等、様々な条件や背景を考慮しながら、桜川市成人式のあり方等についてまとめ、この答申としている。

成年年齢引き下げ後の成人式式典においても、本市の成人式であるはたちの集い式典にこれまでどおり多くの新成人が参加し、式典が、本市の開催目的である「成人としての自覚を持ち、市民としての意識を高めること」につなげるために、末永く続いていくことを期待すると共に、新成人たちが桜川市の未来を担う存在として地域に貢献しながら大きく羽ばたいていくことを望むものである。

1. 成人式の起こりとその背景

(1) 成年年齢

日本においては、明治29年に制定された民法第4条に定める「年齢二十歳をもって、成年とする。」という規定に基づき、20歳以上の者を成年者としている。

民法制定時の徴兵制や、課税の基準年齢が満20歳とされていたことがその理由と考えられているが、民法に先立つ明治9年には、太政官布告により丁年（成年）を満20歳とされていた記録もある。

その後、現在に至るまで長らく満20歳を成年としてきたが、政治における市民参加の拡大及び若者の社会参加の促進を目的として、平成19年の「日本国憲法の改正手続きに関する法律」の成立、平成28年6月の「公職選挙法等の一部を改正する法律」の施行により、憲法改正の国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢が18歳とされた。

このような流れの中で、法務省の諮問機関である法制審議会においても、民法の成年年齢を18歳とするのが妥当との答申がなされ、平成30年6月には成年年齢を18歳に引き下げることを定めた民法の改正がなされた。

この改正は令和4年4月1日に施行されることとされ、民法制定以来初めて、成年年齢が引き下げられることとなった。

(2) 成人式の起こり

日本では、元来、男子の元服や、女子の^{もぎ}裳着などが、成人を祝う儀礼として行われてきた。

このような、成人となったことを祝うという社会的背景を持った中で、現在の成人式に近い形で初めて行われたとされるのが、昭和21年に埼玉県北足立郡蕨町（現 蕨市）で実施された「青年祭」とであるとされる。

これは、敗戦後、暗い世の中にあっても、次代を担う青年たちに明るい希望を持たせ励ますことを目的として行われた。

昭和23年には、祝日法により「おとなになったことを自覚し、みずから生きぬこうとする青年を祝いほめます」との趣旨により、昭和24年から、1月15日（現在は1月第2月曜日）が「成人の日」として制定され、それ以降、全国的に成人式が現在のような形で行われるようになったとされる。

2. 桜川市 成人式式典（はたちの集い式典）の現状

（1）成人式の現状

桜川市では平成19年1月までは「成人式式典」、平成20年1月以降は「はたちの集い式典」という名称で式典を実施してきた。

開催目的としては、「成人に達した成年男女の新しい門出を祝福するとともに、成人としての自覚を持ち、市民としての意識を高めること」を目的としている

式典参加者の近年の実績は、参加対象者の約80%前後であり、比較的高い参加率となっていることから、桜川市においても、成人式への参加は市民に定着した催事となっていることが伺える。

（2）はたちの集い実行委員会

現在、はたちの集い式典を開催しているのは「はたちの集い実行委員会」であり、桜川市教育委員会生涯学習課が事務局を務める。

実行委員はその年の新成人で構成され、式典の進行や内容の企画、式典当日の司会、開会・閉会、謝辞などの役割を担うこととなる。

令和3年のはたちの集い実行委員は28名となっている。

自ら企画・立案し、式典を運営する形をとることから、自立した成人としての自覚や、同世代のリーダーとしての第一歩を踏み出す良い機会と言える。

（3）課題

本市の人口は、51,972人を記録した1995年以降、減少の一途をたどっており、現在の人口は38,905人（令和2年10月1日現在）と、1995年比で13,067人もの人口減少となっている。

桜川市における人口減少の課題には様々な要因が挙げられるが、そのような環境の中にあるからこそ、若者に、生まれ育った地域を愛し、盛り上げていきたい、守っていききたいと願う郷土愛を育む取り組みを継続していく必要がある。

また、成人式は、桜川市に在住している若者だけではなく、就労・就学のために当市を離れた若者に、地域との結びつきを思い起させ、成人としての

自覚や地域の一員としての自覚を育み、地域の発展や存続について考え、若者の積極的な社会参加などを促す大切な機会となっており、より多くの若者の参加促進や事業内容の充実を図っていくことが重要である。

また、民法の一部改正により、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられるが、18歳という年齢は、受験や就職など将来に関わる大切な時期であり、対象者はもちろん、その保護者、成人式関係者への影響が大きいことから、対象年齢と開催時期についてはできる限り早期に決定・周知していく必要がある。

3. 今後の成人式の在り方

(1) 対象年齢について

成年年齢は18歳に引き下げられるが、18歳は受験や就職など、将来の進路選択に大きく影響する時期であり、新成人を「祝い、はげます」という成人式の趣旨からすれば、18歳を対象とすることは、大切な時期に大きな催事に関わらせることになり、負担を与えかねない。

20歳という年齢は、就職した場合は社会に出て2年程度を経過し、環境に慣れてくること、進学した場合は就職活動が本格化する前であることから、比較的多くの対象者に心身の余裕が生まれやすい時期と言える。

また、成年年齢引き下げ後も、飲酒や喫煙などは20歳から、とされたままであり、必ずしも18歳がすべての面で成熟した成人であるとされたわけではないことは明らかであることから、従来通り20歳を対象とするべきである。

参考となるが、茨城県内の自治体において、今回の成年年齢引き下げに際し、対象年齢をどうするか調査（回答数40件）を実施したところ、18歳と回答した自治体は無く、20歳のままと回答したのは17自治体、未定としたのは13自治体、その他としたのは10自治体であった。

(2) 開催時期について

従来 of 1月第2月曜日の「成人の日」には、「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」との趣旨が祝日法に謳われていることや、進学や就職等で市外に転出している成人が参加しやすいという点から、これまでどおり「成人の日」前日の日曜日とすることが望ましい。

(3) 成人式式典の内容について

桜川市の成人式「はたちの集い式典」は、式典としての厳かな形式を保ちつつも、実行委員が企画する若者の感性を活かした「新成人の主張」という独自の発表を出身中学校単位で実施している。

新成人による式典の企画・進行により開催されているが、数百名単位が参加する大きな催事を執り行ったという達成感や、与えられた役割を全うする

責任感を感じられるものとして、現在の形を継続していくべきである。

また、新型コロナウイルス感染対策により、今年度は午前・午後の分散開催方式となっているが、今後も時間帯の分散や、場合によっては会場自体を分けるなど、安全に配慮した開催方式を柔軟に採用していただきたい。

ただし、地域とのつながりを感じられるよう、出身校単位での開催はできるだけ維持していくべきである。

(4) 今後の成人式の在り方について

現在の桜川市の成人式式典（はたちの集い式典）は「成人に達した成年男女の新しい門出を祝福するとともに、成人としての自覚を持ち、市民としての意識を高めること」を目的として開催している。

開催に関わる実行委員をはじめとした新成人たちの参加率も、約80%前後と非常に高く、昨今テレビ番組等で報道される「荒れる新成人」のような事例は、桜川市においては見られないことから、比較的順調に成人式式典（はたちの集い式典）が執り行われてきたと言える。

しかし、2020年3月発表の「桜川市人口ビジョン」によると、現在の桜川市は20歳～29歳の転出超過数は2012年以降一貫して増加していることから、現在の人口減少はもちろん、子育て世代の減少から起こるであろう、将来的な出生数の減少と更なる人口減少が今後見込まれている。

そのため、成人式式典（はたちの集い式典）においては、転出超過が著しい世代への最初のアピールとして、式典の中に、桜川市への愛着や、故郷への帰属意識を持てるような演出やテーマ性を持たせ、自らが地域コミュニティの一員であり、桜川市を守り背負っていく存在であることを意識できるようなものであるべきである。

成人式へ参加することが、若者が地域に目を向けるきっかけになることを願う。

おわりに

この答申は、2022年4月の成年年齢の18歳への引き下げに際し、成人式の意義や現在の若者の状況、近年の成人式の状況、桜川市の抱える課題などを踏まえ、今後のはたちの集い式典のあり方について、桜川市社会教育委員会で検討したものである。

桜川市教育委員会から諮問をいただいた内容の主なものは参加対象者の年齢に関してとなっているが、近年の桜川市の人口減少問題につながるものとして、成年年齢引き下げをきっかけに、成人式そのもののあり方を見直し、若者が生まれ故郷を見直し、地域とのつながりを意識するきっかけとしてのはたちの集い式典になればという想いを込めて提言をさせていただいた。

これからも、多くの若者が集い、社会の一員としての義務と責任の自覚を持ち、地域社会とのつながりを意識する場として、はたちの集い式典を末永く続けていただきたい。

